

# 令和7年10月農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年10月28日（火）午後1時30分～午後1時58分

2 場 所 長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室

3 出席者 【農業委員】

1番 豊田 信幸      2番 鬼頭 一利      3番 柴田 悟

4番 水野 文男      5番 神谷 時男      6番 山本 茂彦

7番 出口 知子      8番 牧野 美佳

【農地利用最適化推進委員】

平野 悦英      松原 裕之      浅井 忠義      川本 源一

事務局

事務局長      事務局長補佐兼係長

書記 2名

4 欠席者

5 議事録署名人

3番 柴田 悟      8番 牧野 美佳

6 協議事項

第1号 農地法第3条の許可申請について

第2号 農地法第4条の許可申請について

第3号 農地法第5条の許可申請について

第4号 農地法第5条第1項第6号の届出について（報告）

7 協議内容

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、始めたいと思います。 前回同様、本日の議事進行についても、基本的には議案説明と質疑は、事前配布と書面での質問にて対応のため割愛させていただき、担当地区の意見・事務局からの回答及び採決のみとさせていただきますので、よろしくお願いたします。 それでは、会長議事進行をよろしくお願いたします。
会長	それでは、只今より令和7年10月の農業委員会総会を開会します。

	<p>協議に入る前に、議事録署名人を柴田悟委員と牧野美佳委員にお願いします。          それでは協議に入ります。          議案第1号「農地法第3条の許可申請について」を議題とします。          議案申請書番号1について、担当委員をお願いします。</p>
委員	<p>所有地の状況からですが、昨年に3条申請によって購入された土地は、現地を確認したところ木が直近に植えられた状態と見受けられました。また、一部枯れているようにも見えました。もう一つの所有地については、昨年の3条申請時に確認した状況とほとんど変わっていませんでしたが、重機や残土があり、まだ農地としての活用の余地があると考えられます。書類は整っており申請地については、遊休地ではあったものの耕作は可能であると思われます。しかし所有地の耕作状況から鑑みるといったん保留とし所有地の活用を進めていただく必要があると考えます。</p>
委員	<p>営農計画書では柿を育てることになっていますが、現地に植えてあったものは柑橘系の苗であったため営農計画書と異なっていると思います。申請地については、遊休農地となっているため耕作されることは望ましいことだと考えます。</p>
会長	<p>他に意見はある方いらっしゃいますか。無ければ今回は保留とし、所有地の活用を進めていただくこととし様子を見ることとしてよろしいでしょうか。          (全員賛成)          では、申請書番号1については保留とします。          続いて、議案第2号「農地法第4条の許可申請について」を議題とします。申請書番号2について担当委員をお願いします。</p>
委員	<p>現地確認を行いました。一時転用であるため、申請のとおり適正に管理を行われていけば問題ないと考えます。計画と異なることを行わないかは見張っていく必要があると思います。</p>
会長	<p>事前に、委員から質問等ありましたか。</p>
事務局	<p>2件ございました。</p> <p>Q1 工事計画は、何をされるのですか。事業計画書では不明でした。また、期間終了後は「現状に復し農地として適正に管理」とありますが、どのように農地として管理するのでしょうか。</p> <p>A1 工事計画ですが、机上に配布させていただきました農地復元誓約書をご覧ください。農地復元誓約書によりますとシーズン以外はブルーベリーの鉢を設置・固定し、シーズン中は鉢を移動して駐車場として利用する予定です。期間外については、ブルーベリーの生育・管理を進め、出荷できる状態にしていく予定とのことです。</p> <p>Q2 この案件は今後もこのような状況で継続されるのですか。</p> <p>A2 次年度以降、駐車場が見つからない場合は、一時的な転用の申請がされると思われますが、市としては引き続き農振農用地以外の場所で駐車場を探すよう</p>

	依頼します。
会長	<p>では、採決に入ります。議案第2号申請書番号2について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、申請書番号2については許可相当とします。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条の許可申請について」を議題とします。申請書番号3について担当委員をお願いします。</p>
委員	<p>現地確認をしましたが、周辺が住宅となっており、北側のみ所有者の農地であるが、影響の出ないように造成を行うことが計画されているため問題ないと考えます。これらの状況から転用はやむを得ないと思います。</p>
会長	<p>事前に、委員から質問等ありましたか。</p>
事務局	<p>質問はございませんでした。</p>
会長	<p>では、採決に入ります。議案第3号申請書番号3について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、申請書番号3については許可相当とします。</p> <p>続いて、議案第3号申請書番号4について担当委員をお願いします。</p>
委員	<p>現地確認を行いました。道路と土地に高低差はあるものの周辺に農地がなく、排水も問題ないかと思しますので転用はやむを得ないと考えます。</p>
会長	<p>事前に、委員から質問等ありましたか。</p>
事務局	<p>質問はございませんでした。</p>
会長	<p>では、採決に入ります。議案第3号申請書番号4について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、申請書番号4については許可相当とします。</p> <p>続いて、議案第3号申請書番号5について担当委員をお願いします。</p>
委員	<p>現地を確認しましたが、現地は耕作放棄地でありました。排水や面積的にも問題ないと思われるので転用はやむを得ないと考えます。</p>
会長	<p>事前に、委員から質問等ありましたか。</p>
事務局	<p>質問はございませんでした。</p>
会長	<p>では、採決に入ります。議案第3号申請書番号5について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、申請書番号5については許可相当とします。</p> <p>続いて、議案第4号「農地法第5条第1項第6号の届出について」ですが、こちらについては報告ということで、ご承認いただいたものとします。</p>

